

静岡県告示第409号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、天竜川漁業協同組合（内共第26号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
天竜川漁業協同組合 浜松市天竜区米沢273-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第26号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和7年6月15日

別表

改正前					改正後				
(遊漁の方法、規模等の制限)					(遊漁の方法、規模等の制限)				
第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア. 漁業 の名称	イ. 漁業 の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区域	オ. 期間	ア. 漁業 の名称	イ. 漁業 の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区域	オ. 期間
あゆ	友釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内 疑似オトリ禁止 リール禁止	全区域	6月15日から12月31日まで	あゆ	友釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内 疑似オトリ禁止 リール禁止	全区域	6月15日から12月31日まで
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		アユルア 一釣	ルアーは8cm以上 掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内	水窪川がい きよより上 流の水窪川 草木川 翁川橋上流 端より上流 域の翁川 久頭合橋上 流端より上	6月15 日から 12月31 日まで

								<u>流域の水窪 河内川</u>		
	餌釣	針は2本以内	全区域	8月1 日から 12月31 日まで			餌釣	針は2本以内	全区域	8月1 日から 12月31 日まで
あまご	餌釣	針は2本以内	全区域	3月1 日から 9月30 日まで		あまご	餌釣	針は2本以内	全区域	3月1 日から 9月30 日まで
	ルアー釣	ルアーは1個					ルアー釣	ルアーは1個		
	フライ釣	フライは2個以内					フライ釣	フライは2個以内		
	和式毛針 釣（テン カラ）	<u>釣針は1本</u>					和式毛針 釣（テン カラ）	<u>釣針は2本以内</u>		

附 則

この規則は、令和7年6月15日から施行する。